各位:

ドーピング検査を受ける可能性のある競技者等の歯科治療に際して、歯科用麻酔薬「シタネストーオクタプレシン」を使用した場合、TUE (Therapeutic Use Exemption、治療目的使用に係る除外措置)の申請が必要となります。

これは、2011年1月1日から、新たに、世界ドーピング防止規程禁止薬物リストの利尿薬と隠蔽薬の項目に、「デスモプレシン(および類似の生物学的効果を有するもの)」が追加されたことによるものです。「シタネストーオクタプレシン」の有効成分であるフェリプレシンは、デスモプレシンのアナログ薬(化学構造や骨格が似ていたり、同様の作用を示す擬似薬)に相当するため、歯科治療時に、必要があって「シタネストーオクタプレシン」を使用した場合、TUEの申請を行うことが必要となります。

ドーピングへの対応は、日本代表クラスの限られた選手だけの話ではなく、 昨今では国体でのドーピング検査も広く実施されておりますので、特段の注意 とご配慮をお願いいたします。

TUE 申請につきましては、日本アンチドーピング機構(JADA)ホームページをご確認ください。

http://www.anti-doping.or.jp

JOC 医学サポート部会・近藤尚知 庶務担当理事・上野俊明